犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」という社会貢献、やってみませんか。

協力雇用主とは？

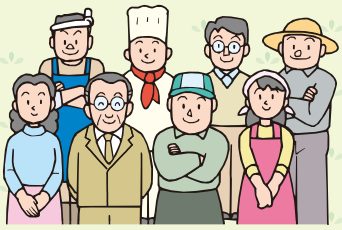

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々です。

再犯防止を支える協力雇用主

犯罪や非行をした人たち（刑務所出所者等）は、再び地域に帰ってきます。

これらの人たちが再犯や再非行に至らないためには、**仕事に就き、職場に定着して、責任ある社会生活を送ることが重要**です。

一方で、保護観察終了者のうち無職者の再犯率は有職者の約３倍で、刑務所再入所者の約７割は再犯時に無職です。刑務所出所者等への**就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠**です。

無職者と有職者では、再犯率が大きく異なります

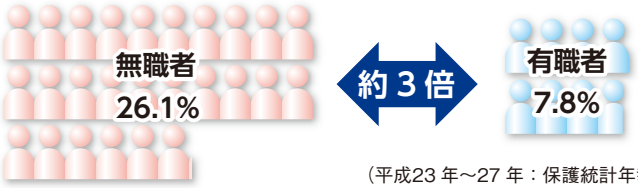

（平成23年～27年：保護統計年報による）

再犯をして刑務所に戻った人の多くが、仕事をしていませんでした

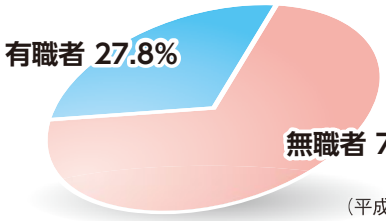

（平成26年：矯正統計年報による）

更生保護活動

地域で多くの団体が更生保護支援を行っています

▼紹介動画をご覧頂けます。

【動画】働くって素晴らしい　http://www.soeki.jp/

そえ木の会HP（上記URLまたは右のQRコード）でご覧ください。

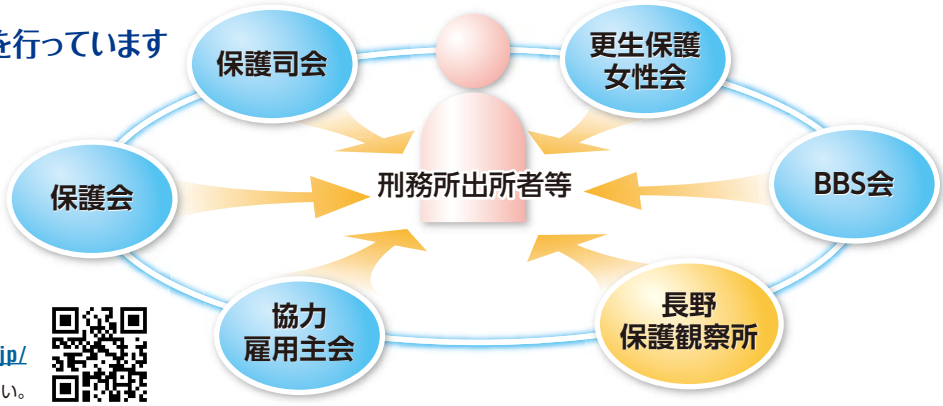

松本地区更生保護協力雇用主会　そえ木の会　お問い合わせ soegi@seisin.cc

実際の雇用に当たっては、長野保護観察所が全面的にバックアップします。

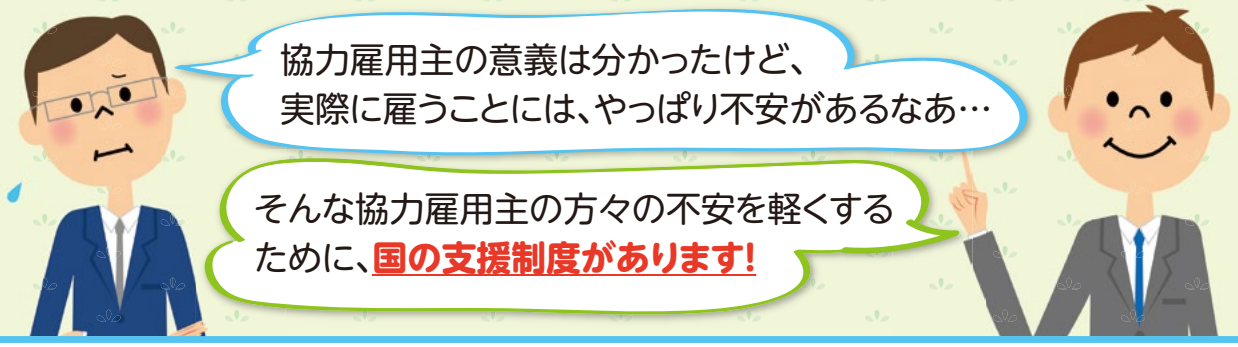

雇用に関する支援制度

※各制度毎に所定の条件があります。詳しくはお問い合わせください。

刑務所出所者等就労奨励金制度

実際に雇用してくださった協力雇用主に最長1年間奨励金を支給します。

就労・職場定着奨励金

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大8万円をお支払いします。

最大48万円

就労継続奨励金

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円をお支払いします。

最大24万円

トライアル雇用制度

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円をお支払いします。

最大12万円

職場体験講習

刑務所出所者等に実際の職場環境や業務を体験させていただいた場合、講習委託費をお支払いします。

最大2万4,000円

身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

最大200万円

事業所見学会

刑務所出所者等に実際の職場や社員寮等を見学させることにより、就労への意欲を引き出します。

公共工事等の競争入札における優遇制度

地方自治体の間で公共工事等の競争入札における協力雇用主に対する優遇制度の導入が広がっています。

よくあるご質問

Q 求人を募りたいのですが、どのように紹介されますか?

A 協力雇用主会に登録後、求人情報を記入いただきます。

求人情報を①長野保護観察所②松本地区保護司会③更生保護施設(みすず寮)④松本少年刑務所に案内し、該当する人材を各所より紹介頂きます。
またそえ木の会のホームページに求人情報を掲載し、広く情報を発信しています。
なお、個人情報の関係上、個別の人材情報は保有しておらず、協力雇用主会事務局では求人情報を紹介するのみとなっています。

Q 社宅や寮がなくても大丈夫ですか?

A 社宅や寮の提供ができない場合でも求人が可能です。

対象者の住居に関しては、就労者自身でアパートを借りているケースも多いので、社宅や寮が用意されていなくても積極的に採用をご検討ください。

Q 雇用主会に入会する条件はありますか?

A 会運営のために年会費5,000円をご負担頂いています。

更生保護活動に理解頂き、犯罪予防・再犯防止を積極的に進めて頂ける法人様に入会頂いております。規模や業界などは不問です。

ホームページよりお問い合わせ、登録申請いただけます。

上記 QR コード、または下記 URL からアクセスしてください。

URL http://www.soeki.jp/entry/

FAX でも登録申請が可能です。

送信先▶0263-36-4691

法人名

〒

ご住所

TEL

ご担当(氏名)

〈連絡先〉松本地区更生保護協力雇用主会(そえ木の会) 〒390-0815 松本市深志 2-8-13 ㈱成進社印刷 内 【メール】soegi@seisin.cc